

「所得税の確定申告」と「市県民税の申告」

市役所での申告は事前予約が必要です

税金の申告時期まであと1か月。準備は済みましたか。
今年も新型コロナウイルス感染症予防対策を行った上で、
申告相談を受け付けます。
市で受け付けできない内容の申告は、
銚子税務署の申告相談を利用してください。

申告が必要な人

〈所得税の確定申告〉

- 事業や不動産などの所得がある人で、所得が基礎控除(48万円)とそのほかの所得控除の合計額を超える人
- 給与収入が2、000万円を超える人
- 給与所得者で、給与所得以外の所得が20万円を超える人
- ※20万円以下でも市県民税の申告は必要です。
- 2か所以上から給与の支払い

を受けている人

- 公的年金収入が400万円を超える人、または400万円以下でそのほかの所得が20万円を超える人
- 各種控除を追加し、還付を受けようとする人

〈市県民税の申告〉

- 今年の1月1日現在市内に住んでいて、令和4年中(12月)に事業、不動産、利子配当、給与、雑、譲渡、一時、山林などの所得があった人
- 公的年金の収入のほかに所得がある場合や、各種控除を追

加したい人

※所得税の確定申告書を提出した人や、給与所得のみで勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されている人のほか、これらの人に被扶養者として申告(報告)されている人は不要です。

収入がなくても申告を

申告書裏面の「収入がなかった方等の記入欄」に記入し、提出してください。申告しないと各種証明書の交付や、国民健康保険税の軽減のほか、各種福祉サービスの提供などに支障が出る場合があります。



申告会場と受付日時など

会 場	受付日時	内 容	期間前の受け付け
銚子商工会館	2月16日(木)～3月15日(水)午前8時30分～午後4時 ※土・日曜日、祝日を除く。	○所得税 ○消費税	○給与所得者の還付申告や収入が公的年金のみの確定申告の人は2月15日(水)までは銚子税務署で受け付けます。
市役所1階 市民ホール ※事前予約が必要。	2月15日(水)～3月15日(水)午前8時30分～午後4時 ※土・日曜日、祝日を除く(2月26日(日)、3月5日(日)は開設)。	○所得税 ○市県民税 ※住宅ローン控除を受ける場合や、青色申告、分離譲渡所得(土地・建物や株式を売ったときなど)のほか、内容が複雑な申告は受け付けできません。	○2月15日(水)は給与所得者や年金所得者の還付申告に限りです。
市役所1階 税務課窓口 ※事前予約が必要。	2月1日(水)～14日(火)午前8時30分～午後4時 ※土・日曜日、祝日を除く。	○市県民税 ○所得税 ※給与所得者や年金所得者の還付申告に限りです。	○作成済みの市県民税の申告書か確定申告書を提出する場合は、予約不要で1月23日(月)から受け付けます。

市役所で申告する際の 注意事項

来庁による申告相談は、事前予約が必要です。相談希望日の1週間前から2日前までホーム

ページ(hishinkoku/calendar)か電話

(☎74・3687)で予約ができます。予約の



予約専用ホームページ

際は、氏名、生年月日、住所、電話番号、収入の種類、申告内容などを確認します。複数人の申告をする場合は、1人につき



1枠予約が必要です。

キャンセルをする場合は、必ず連絡をしてください。

確定申告期間は、市役所の駐車場が大変混み合います。別図の駐車場を利用してください。

〈感染症予防のため混雑緩和に協力を〉

●経費や医療費などは集計を済ませてから来場してください。

●介助が必要な場合などを除き、なるべく1人で来場してください。

●相談の必要がない人は、郵送や電子申告(e・Tax)を利用してください。

〈その他の感染防止対策〉

●来庁時の検温に協力してください。37・5度以上の熱がある人や、体調が悪い人は申告会場へ入場できません。

●マスクの着用と手指消毒をしてください。

〈税務署や税理士などへ〉

次の人は市で受け付けできませんので、銚子税務署や青色申告会で申告するか、税理士に依頼、またはe・Taxを利用してください。

●青色申告の人

●事業、不動産所得がある白色申告者で、収入金額の合計が1,000万円以上の人

●土地・建物、株式・投資信託、先物の譲渡所得、配当所得、山林所得のある人

●住宅ローン控除を受ける人

●雑損控除を受ける人

●更正の請求、修正申告、確定申告の人

●そのほか複雑な申告の人

税務署・税理士による 無料相談会

税務署による相談会

●所得税(青色申告・分離課税所得などを含む)、消費税など

期日/2月7日(火)、8日(水)

会場/市役所1階市民ホール

税理士による相談会

●小規模事業・給与・年金にかかる所得税、個人消費税

期日/2月7日(火)、8日(水)

会場/市役所1階市民ホール

●相続税・贈与税

期日/2月22日(水)

会場/市民会館第1研修室

〈共通事項〉

受付時間/午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

※混雑状況により早めに締め切る場合があります。

マイナンバーカードで 簡単に申告

マイナンバーカードを持っている人は、外出をせずに休日や夜間でも、スマホやパソコンから自宅でe・Taxが利用できます。

決算書、医療費控除の明細書などが作成できます。スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すると自動入力できる便利な機能もあります。

マイナンバーカードを持っていない人も、税務署で発行するID・パスワードでe・Taxが利用できます。本人確認書類を持参し、手続きをしてください。

問い合わせ先

●所得税の確定申告

銚子税務署

☎0479・22・1571

●市県民税の申告

税務課課税班

☎62・5321



国税庁ホームページ

中学生の「税についての作文」 市内から10人が受賞

※上位受賞者、敬称略。

日本税理士会連合会会長賞/伊藤日葵(二中・3年)

東京国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞/石野田康汰(海上中・3年)、宇井凜桜(二中・3年)

旭市長賞/石毛佑京(一中・3年)

青色申告会会長賞/榎本莉玖(一中・3年)

おめでとう!

